

旧一般電気事業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について

令和5年3月30日
公正取引委員会

公正取引委員会は、中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社に対し、本日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本件は、旧一般電気事業者^(注1)ら（中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社の6社。）が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

また、旧一般電気事業者が会員となっている電気事業連合会に対し、本日、後記第2のとおり、申入れを行った。

さらに、電力市場の監視等を行う電力・ガス取引監視等委員会に対し、本日、後記第3のとおり、情報提供を行った。

（注1）「旧一般電気事業者」とは、従来、電気事業法（昭和39年法律第170号）による参入規制によって自社の供給区域における電気の小売供給の独占が認められていた電力会社10社をいう。

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令

1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者、課徴金額（違反事業者名、各違反事業者の課徴金額等の詳細については別表のとおり。）

(1) 中部電力管内^(注2)又は関西電力管内に所在する大口顧客^(注3)に対して小売供給を行う電気

番号	違反事業者名	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額
1	中部電力株式会社	—	○	201億8338万円
2	中部電力ミライズ株式会社	○	○	73億7252万円
3	関西電力株式会社	—	—	—
合計額				275億5590万円

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第三審査
電話 03-3581-3383（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(2) 中国電力管内又は関西電力管内に所在する相対顧客^(注6)及び中国電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気

番号	違反事業者名	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額
1	中国電力株式会社	○	○	707億1586万円
2	関西電力株式会社	—	—	—
合計額				707億1586万円

(3) 九州電力管内又は関西電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気

番号	違反事業者名	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額
1	九州電力株式会社 ^(注7)	○	○	27億6223万円
2	九電みらいエナジー株式会社	○	—	—
3	関西電力株式会社	—	—	—
合計額				27億6223万円

(注2) 「管内」とは、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成11年法律第50号）による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づき、一般電気事業を営むことについて許可されていた旧一般電気事業者の供給区域をいう。

(注3) 「大口顧客」とは、特別高圧需要又は高圧大口需要に係る電気の利用者（官公庁等を除く。）をいう。

(注4) 違反事業者名については、以下「株式会社」の記載を省略する。

(注5) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者ではないことを示し、「○」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者であることを示している。

(注6) 「相対顧客」とは、特別高圧需要、高圧大口需要又は高圧小口需要に係る電気の利用者（官公庁等を除く。）をいう。

(注7) 九州電力は、調査協力減算制度を利用した。

2 違反行為の概要（詳細は別添排除措置命令書参照）

(1) 中部電力管内及び関西電力管内

ア 中部電力及び関西電力は、遅くとも平成30年11月2日までに、中部電力管内又は関西電力管内に所在する大口顧客に対する安値の見積り^(注8)提示による電気料金の水準の低落を防止して自社の利益の確保を図るため、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意し、中部電力ミライズは、令和2年4月1日、電気の小売供給を行う事業の全部を中部電力から承継することにより、同社に替わって当該合意に参加した。

イ 中部電力（令和2年4月1日以降にあっては中部電力ミライズ。中部電力及び中部電力ミライズの2社を以下「中部電2社」という。）及び関西電力は、当該合意の下に、

- (7) 関西電力にあっては、中部電力管内に所在する大口顧客に対する見積り提示を、代理業者を通じて行うもの、紹介業者から大口顧客の紹介を受けて行うもの及び大口顧客から見積り提示の依頼を受けるなどして行うものに限定する
- (イ) 中部電力にあっては、関西電力管内に所在する大口顧客の獲得に係る目標を大幅に減少させる
- (ウ) 相手方の供給区域において、相手方が小売供給を行う大口顧客に対して獲得が見込まれない見積りを提示し、又は、見積り提示を辞退する
- (エ) 相手方の供給区域において、大口顧客に対して見積り提示する際に基準となる電気料金の下限値を引き上げることなどにより、相手方の供給区域に所在する大口顧客に対して見積り提示する電気料金の水準を上昇させる
- (オ) 自社の供給区域において、大口顧客に対して見積り提示する際に基準となる電気料金の下限値を引き上げることなどにより、自社の供給区域に所在する大口顧客に対して見積り提示する電気料金の水準を維持又は上昇させるなどしていた。

ウ 中部電2社及び関西電力は、前記アの合意をすることにより、公共の利益に反して、中部電力管内又は関西電力管内に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注8) 電気料金に係る見積りをいう。以下同じ。

(2) 中国電力管内及び関西電力管内

ア 中国電力及び関西電力は、遅くとも平成30年11月8日までに、中国電力管内又は関西電力管内に所在する相対顧客に対する安値の見積り提示及び中国電力管内の官公庁入札での安値の電気料金の提示による電気料金の水準の低落を防止して自社の利益の確保を図るため、

- (7) 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限する
- (イ) 関西電力にあっては、中国電力管内において同日以降順次実施される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限することを合意した。

イ 中国電力及び関西電力は、当該合意の下に、

- (7) 相手方の供給区域に所在する相対顧客に対する見積り提示を、代理業者を通じて行うもの、紹介業者から相対顧客の紹介を受けて行うもの及び相対顧客から見積り提示の依頼を受けるなどして行うものに限定する
- (イ) 相手方の供給区域において、相対顧客に対して見積り提示する際に、関西電力にあっては見積りの基準となる電気料金の下限値を引き上げること、中国電力にあっては見積り提示する電気料金の基準を引き上げることにより、相手方の供給区域に所在する相対顧客に見積り提示する電気料金

の水準を上昇させる

- (ウ) 自社の供給区域において、相対顧客に対して見積り提示する際に、見積りの基準となる電気料金の下限値を引き上げることなどにより、自社の供給区域に所在する相対顧客に見積り提示する電気料金の水準を維持又は上昇させる
- (エ) 関西電力にあっては、中国電力管内の官公庁入札について、1年間に供給する電力量が30万キロワットアワー未満の官公庁入札に参加しないこと及び電気料金を提示する際に基準となる下限値を引き上げて当該下限値未満の電気料金を提示しないことを中国電力に伝える
- (オ) 中国電力にあっては、中国電力管内の官公庁入札で提示する電気料金の水準を上昇させるなどしていた。

ウ 中国電力及び関西電力は、前記アの合意をすることにより、公共の利益に反して、中国電力管内又は関西電力管内に所在する相対顧客及び中国電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(3) 九州電力管内及び関西電力管内

ア 九州電力及び関西電力は、遅くとも平成30年10月12日までに、九州電力管内又は関西電力管内の官公庁入札等における安値の電気料金の提示による電気料金の水準の低落を防止して自社の利益の確保を図るため、互いに、相手方の供給区域において同日以降順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意した。

イ 九電みらいエナジーは、遅くとも平成30年10月31日までに、九州電力から前記アの内容を伝達され、前記アの合意に参加した。

ウ 当該合意の下に、

- (ア) 関西電力は、官公庁入札等で電気料金を提示する際に基準となる下限値を引き上げ、九州電力管内又は関西電力管内の官公庁入札等で自社が提示する電気料金の水準を九州電力に伝える
- (イ) 九州電力は、前記(ア)の関西電力が提示する電気料金の水準を九電みらいエナジーに伝える
- (ウ) 九州電力及び九電みらいエナジーの2社（以下「九電2社」という。）は、前記(ア)の関西電力が提示する電気料金の水準を踏まえ、九州電力管内又は関西電力管内の官公庁入札等で提示する電気料金を引き上げる
- (エ) 九電2社は、九州電力管内において関西電力が電気の小売供給を行う需要規模^(注9)等を踏まえ、関西電力管内において九電みらいエナジーが電気の小売供給を行う需要規模の上限を設定するなどしていた。

エ 九電2社及び関西電力は、前記アの合意をすることにより、公共の利益に反して、九州電力管内又は関西電力管内に所在する官公庁等に対して小売供

給を行う電気の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注9)「需要規模」とは、官公庁等に係る契約電力の合計をいう。

3 排除措置命令の概要

前記2の違反行為ごとに、それぞれ、次のとおり排除措置命令を行った。

(1) 排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

ア 前記2(1)ないし(3)の各アの合意が消滅していることを確認すること。

イ 今後、他の事業者と共同して、互いに、中部電力ミライズにあっては相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限する行為を行ってはならず、中国電力にあっては相対顧客の獲得のための営業活動を制限する行為並びに官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限する行為を行ってはならず、九電2社にあっては官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限する行為を行わないこと。

ウ 今後、電気の小売供給を行う事業を営む他の事業者と、電気料金等に関する情報交換を行わないこと。

(2) 前記(1)に基づいて採った措置を、中部電力ミライズにあっては、中部電力管内又は関西電力管内に所在する大口顧客に周知し、中国電力にあっては、中国電力管内又は関西電力管内に所在する相対顧客及び中国電力管内に所在する官公庁等に周知し、九電2社にあっては、九州電力管内又は関西電力管内に所在する官公庁等に周知し、かつ、名宛人は、それぞれ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 今後、他の事業者と共同して、互いに、中部電力ミライズにあっては相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限する行為を行ってはならず、中国電力にあっては相対顧客の獲得のための営業活動を制限する行為並びに官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限する行為を行ってはならず、九電2社にあっては官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限する行為を行ってはならない。

(4) 名宛人は、それぞれ、今後、電気の小売供給を行う事業を営む他の事業者と、電気料金等に関する情報交換を行ってはならない。

(5) 名宛人は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

ア 役員及び従業員に対する、電気の小売供給に係る営業活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の周知徹底（九電みらいエナジーにあっては当該行動指針の作成及び役員及び従業員に対する周知徹底）

イ 電気の小売供給に係る営業活動に関する独占禁止法の遵守についての、当該営業活動に従事する役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査

ウ 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成

4 課徴金納付命令の概要

中部電力、中部電力ミライズ、中国電力及び九州電力は、令和5年10月31日までに、それぞれ前記1の「課徴金額」欄記載の額（総額1010億3399万円）を支払わなければならない。

第2 電気事業連合会に対する申入れ

電気事業連合会の会員である中部電力、関西電力、中国電力及び九州電力を含む違反事業者により、前記第1の2の独占禁止法違反行為が行われ、排除措置命令を行ったこと、また、本件審査において、当該違反事業者が、同連合会が開催する会合の機会や同連合会へ出向したことがある者同士が出向した際に構築した業務上の関係を利用して、本件違反行為に係る情報交換を行っていた事実が認められたことから、同連合会に対し、今後、本件違反行為と同様の行為又は独占禁止法違反につながる情報交換が行われないよう、同連合会の会員、役員及び事務局職員に対して周知徹底することを申し入れた。

第3 電力・ガス取引監視等委員会に対する情報提供

本件審査において認められた以下の事実等について、電気の小売供給市場における競争の適正化を図るため、電力・ガス取引監視等委員会に対し情報提供を行った。

- 1 違反事業者により、前記第1の2の独占禁止法違反行為が行われ、排除措置命令を行ったこと。
- 2 旧一般電気事業者及びその販売子会社は、会合等において、営業活動に関する情報交換を行っていたこと。また、旧一般電気事業者及びその販売子会社は、自社の供給区域外の顧客に営業活動を行う際に、当該区域を供給区域とする旧一般電気事業者に対して、「仁義切り」などと称して、当該顧客に営業活動を行うことなどに関する情報交換を慣習的に行っていたこと。当該情報交換は、旧一般電気事業者及びその販売子会社の代表者、役員級、担当者級といった幅広い層で行われていたこと。
- 3 電力・ガス取引監視等委員会が、旧一般電気事業者及びその販売子会社の小売供給価格を監視するモニタリング調査を行っていたところ、旧一般電気事業者及びその販売子会社の中には、当該調査を行っていたことを利用し、他の旧一般電気事業者に対し、安値での小売供給に関して牽制等をしていた者がいたこと。
- 4 旧一般電気事業者の中には、競争により顧客移動が生じていることを示すために、価格競争によらず、相互に顧客を獲得することを企図していた者がいたこと。
- 5 旧一般電気事業者の中には、各供給区域における電気の需要の大部分に相当する電気を自ら発電又は調達してきたところ、自社又はその販売子会社の小売価格及び自社の販売子会社に卸供給する価格を、当該販売子会社以外の新電力^(注10)に卸供給を行う価格よりも安価に設定していた者がいたこと。
- 6 旧一般電気事業者の中には、卸売市場への電気の供給量の絞り込みを行い、市場価格^(注11)を引き上げることなどにより、外部からの調達に依存する新電力の競

争力を低下させることを企図していた者がいたこと。

7 旧一般電気事業者の中には、新電力に対し、相対取引で電気の卸供給を行うに当たり、当該旧一般電気事業者の供給区域においては当該電気の小売供給を行わないように求めていた者がいたこと。

(注10) 「新電力」とは、電気の自由化により新規に参入した小売電気事業者をいう。

(注11) 日本卸電力取引所からの調達価格

違反事業者及び課徴金額一覧

1 中部電力管内又は関西電力管内に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
				課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	中部電力株式会社 (3180001017428)	名古屋市東区東新町1番地	代表取締役 林 欣吾	—	—	—	—
				201億8338万円			
2	中部電力ミライズ株式会社 (2180001135973)	名古屋市東区東新町1番地	代表取締役 大谷 真哉	○	—	—	—
				73億7252万円			
3	関西電力株式会社 (3120001059632)	大阪市北区中之島三丁目6番16号	代表執行役 森 望	—	免除	免除	—
				—			
合計				1社			
				275億5590万円			

2 中国電力管内又は関西電力管内に所在する相対顧客及び中国電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
				課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	中国電力株式会社 (4240001006753)	広島市中区小町4番33号	代表取締役 瀧本 夏彦	○	—	—	—
				707億1586万円			
2	関西電力株式会社 (3120001059632)	大阪市北区中之島三丁目6番16号	代表執行役 森 望	—	免除	免除	—
				—			
合計				1社			
				707億1586万円			

3 九州電力管内又は関西電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
				課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	九州電力株式会社 (4290001007004)	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	代表取締役 池辺 和弘	○	30%	10% (注5)	20%
				27億6223万円			
2	九電みらいエナジー株式会社 (7290001036116)	福岡市中央区薬院三丁目2番23号KMGビル	代表取締役 水町 豊	○	—	— (注5) (注6)	—
				—			
3	関西電力株式会社 (3120001059632)	大阪市北区中之島三丁目6番16号	代表執行役 森 望	—	免除	免除	—
				—			
合計				2社			
				27億6223万円			

4 前記1ないし3の合計課徴金額：1010億3399万円

(注1) 表中「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中「排除措置命令」欄及び「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

(注3) 表中「課徴金減免制度の適用」欄の「—」は、その事業者が課徴金減免制度の適用事業者でないことを示している。

(注4) 表中「事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率」欄の「—」は、その事業者が調査協力減算制度の適用事業者でないことを示している。

(注5) 九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社は、共同して、課徴金減免申請を行った者である。

(注6) 課徴金減免申請を行った者であるが、令和元年改正前の独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため、課徴金納付命令の対象とはなっていない。

1 過去の電力分野における事件

件名 措置年月日 関係法条	内 容
<p>北海道電力㈱に対する件 平成29年6月30日警告 第19条（2条9項2号又は一般指定第3項（差別対価））</p>	<p>北海道電力株式会社は、次の①及び②の行為により、不当に、相手方により差別的な対価をもって取引していた疑い。</p> <p>① 北海道において特別高圧又は高圧で供給する電気に関して、平成28年3月3日、新設の需要家に対しては、当該需要家の利用形態において最も電気料金が安くなることが見込まれる契約種別（最適メニュー）を適用する一方、戻り需要家に対しては、利用形態のいかんにかかわらず、戻り需要であるという理由により、その小売供給契約における供給開始日から1年間、標準約款を適用する方針（基本方針）を決定した。</p> <p>② 基本方針に基づき、平成29年3月までの間に北海道電力株式会社と小売供給契約を締結した全ての戻り需要家に対し標準約款を適用した。これらの戻り需要家のうち産業用の戻り需要家の全て及び業務用の戻り需要家の過半については、従前、最適メニューとしてオプション契約約款を適用していたにもかかわらず、これを認めなかった。このため、少なくとも料金比較の試算が可能であった産業用の戻り需要家の大部分に対し、最適メニューが適用された場合に比して高額な電気料金で電気を供給した。</p>
<p>東京電力㈱に対する件 平成24年6月22日注意 第19条（2条9項5号（優越的地位の濫用））</p>	<p>自由化対象需要家との間で締結している契約上、あらかじめの合意がなければ契約途中での電気料金の引上げを行うことができないにもかかわらず、①一斉に平成24年4月1日以降の使用に係る電気料金の引上げを行うこととする、②当該需要家のうち契約電力が500キロワット未満の需要家に対しては当該需要家から異議の連絡がない場合には電気料金の引上げに合意したとみなすこととして書面により電気料金の引上げの要請を行っていた。</p>
<p>関西電力㈱に対する件 平成17年4月21日警告 第19条（一般指定第4項（取引条件等の差別的取扱い））</p>	<p>集合住宅における受電室の設置及び戸建て開発地の無電柱化について、オール電化等を採用する住宅開発業者等に比べて、住宅の熱源としてガスを併用する住宅開発業者等を不当に不利に取り扱っている疑い。</p>
<p>北海道電力㈱に対する件 平成14年6月28日警告 第3条（私的独占）</p>	<p>契約期間に応じて契約保証電力に係る基本料金を割り引くこと等を内容とする「長期契約」を自由化対象需要家との間で締結し、同契約において、これらの需要家が新規参入者に契約を切り替えた場合等の途中解約の際に、不当に高い精算金・違約金を課すこととしていた疑い。</p>

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑤ （略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ （略）

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から七年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約であつて、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務の供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、第一号から第三号までに掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一～四 （略）

②・③ （略）

〔不当な取引制限に係る課徴金の調査協力減算〕

第七条の五 公正取引委員会は、前条第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者（以下この条において「報告等事業者」という。）から次の各号に掲げる行為についての協議の申出があつたときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、当該事実及び資料により得られ、並びに第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一・二 （略）

② 公正取引委員会は、前項の協議において報告等事業者により説明された同項第一号に掲げる

行為により得られる事実又は資料が事件の真相の迅速な解明に必要であることに加えて、報告等事業者が同項の合意後に当該事件についての新たな事実又は資料であつて同項の公正取引委員会規則で定める事項に係る事実に係るものを把握する蓋然性が高いと認められる場合において、当該新たな事実又は資料の報告又は提出に当該合意後一定の期間を要する事情があると認めるときは、報告等事業者に対し、当該協議において、報告等事業者が同号に掲げる行為に加えて第一号に掲げる行為をすることを当該合意の内容に含めるとともに、公正取引委員会が同項第二号に掲げる行為をすることに代えて第二号に掲げる行為をすることを当該合意の内容とするよう求めることができる。

一・二 (略)

- ③ 第七条の二第一項の場合において、公正取引委員会は、第一項の合意（前項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。以下この条及び次条において同じ。）があるときは、前条第二項又は第三項の規定により減額する額に加えて、当該合意の内容に応じ、減算前課徴金額に特定割合又は評価後割合を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額するものとする。

④～⑪ (略)

令和元年改正法附則（抄）

第六条 施行日前に既になくなっていく施行日前違反行為についての課徴金の額の計算については、なお従前の例による。

2～4（略）

5 施行日前に旧独占禁止法第七条の二第十項第一号（旧独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項第一号から第三号まで（旧独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十二項第一号（旧独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。）の規定により事実の報告及び資料の提出を行った事業者の課徴金の額の減額及び課徴金の納付の免除については、新独占禁止法第七条の四から第七条の六まで（これらの規定を新独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年改正前独占禁止法の規定

〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行った日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の対価に係るもの

二 （略）

②～⑺ （略）

3 課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項）。

(2) 課徴金の額の計算に係る経過措置

違反行為が、令和元年改正法施行日（令和2年12月25日。以下「施行日」という。）前に開始され、施行日前になくなったものであるときは、課徴金の額の計算は、令和元年改正法による改正前の独占禁止法（以下「旧独占禁止法」とし、旧独占禁止法の規定は「旧第●条第●項」とする。）の規定により行う（令和元年改正法附則第6条第1項）。

ア カルテル・談合の実行期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

$$\text{課徴金額} = \text{カルテル・談合の実行期間中の対象商品又は役務の売上額} \times \text{課徴金算定率}$$

(注) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない（旧第7条の2第1項ただし書）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の8第2項）。

イ 課徴金算定率（旧独占禁止法の規定による。）

		大企業			中小企業		
違反対象事業	小売業・卸売業以外	10%	早期解消	8%	4%	早期解消	3.2%
			再度の違反	15%		再度の違反	6%
			主導的役割	15%		主導的役割	6%
			再度+主導	20%		再度+主導	8%
	小売業	3%	早期解消	2.4%	1.2%	早期解消	1%
			再度の違反	4.5%		再度の違反	1.8%
			主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%
			再度+主導	6%		再度+主導	2.4%
	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%
			再度の違反	3%		再度の違反	1.5%
			主導的役割	3%		主導的役割	1.5%
			再度+主導	4%		再度+主導	2%

(注1) 「早期解消」の課徴金算定率は、調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が2年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける事業者である場合には適用されない（旧第7条の2第6項）。

(注2) 「再度の違反」の課徴金算定率は、調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令（当該命令が確定している場合に限る。）等を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）に対して適用される（旧第7条の2第7項）。

(注3) 「主導的役割」の課徴金算定率は、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（旧第7条の2第8項）。

(注4) 「再度+主導」の課徴金算定率は、「再度の違反」及び「主導的役割」のいずれにも該当する事業者に対して適用される（旧第7条の2第9項）。

(3) 課徴金減免制度

ア 制度の概要

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の4第1項～第3項）。

また、課徴金減免制度による課徴金額の減免に加えて、調査協力減算制度の適用を受ける事業者については、事業者の協力が事件の真相解明に資する程度に応じ、課徴金額が減算される（第7条の5第1項～第3項）。（注1・2）

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	+	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率（調査協力減算制度）	=	適用される減免率
前	1位	全額免除	+		=	全額免除
	2位	20%				最大60%
	3～5位	10%				最大50%
	6位以下	5%				最大45%
後	最大3社 (注4)	10%		最大20%		最大30%

(注1) 報告した事実、提出した資料に虚偽の内容が含まれていたなど失格事由に該当する場合は、課徴金の減免を受けることはできない（第7条の6）。

(注2) 一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同の報告が認められ、共同の報告を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられる（第7条の4第4項）。

(注3) 調査開始日より前に1番目に課徴金減免申請をした事業者は、調査協力減算制度の対象とはならない。

(注4) 調査開始日以後の申請者のうち3番目以内であり、調査開始日前及び調査開始日以後の申請者のうち5番目以内である場合に限る。

イ 経過措置

課徴金減免制度による課徴金額の減免については、違反行為が行われた時期に関わらず、施行日前に減免申請が行われた場合は、旧独占禁止法の規定により課徴金の減免が行われ、施行日以後に減免申請が行われた場合は、前記アのとおり、課徴金の減免が行われる（令和元年改正法附則第6条第5項）。

○旧独占禁止法の課徴金減免制度による課徴金の減免

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（旧第7条の2第10項～第13項）。

調査開始	申請順位	減免率
前	1位	免除
	2位	50%
	3～5位	30%
	6位以下	30%
後	最大3社(注2)	30%
	上記以下	30%

(注1) 課徴金納付命令等がなされるまでの間に、公正取引委員会に求められた追加の違反行為に係る事実の報告等に応じないとき等においては、課徴金の減免を受けることはできない（旧第7条の2第16項・第17項）。

(注2) 旧独占禁止法の課徴金減免制度は、調査開始日前と調査開始日以後とで合わせて最大5社（ただし、調査開始日以後は最大3社まで）に適用される。